

平成 27 年 度

新庁舎建設に関する特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 3 月定例会付託案件 1
 - 1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査 1 4
-

平成 2 8 年 3 月 7 日（月曜日）

新庁舎建設に関する特別委員会会議録

平成28年3月7日 月曜日

午前10時00分開議

午前11時31分開議（実時間54分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 平成27年陳情第7号・新庁舎建設に伴う地元建設業者への受注配慮方について
1. 平成27年陳情第8号・新庁舎建設の早期実現及び地元建設業者の有効活用について
1. 陳情第1号・新庁舎建設に伴う配慮方について
1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	前垣信三君
副委員長	幸村香代子君
委員	亀田英雄君
委員	友枝和明君
委員	成松由紀夫君
委員	野崎伸也君
委員	橋本幸一君
委員	橋本隆一君
委員	古嶋津義君
委員	増田一喜君
委員	村上光則君
委員	山本幸廣君
委員	矢本善彦君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩本博文君
財務部次長	辻本誠士君
財政課主幹 （新庁舎建設担当）	谷脇信博君
部局外	
議会事務局 議事調査係長	増田智郁君

○記録担当書記

小川孝浩君
岩崎和平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（前垣信三君） 新庁舎建設に関する特別委員会を開催いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（前垣信三君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第10号・平成28年度八代市一般会計補正予算中、当委員会関係分を議題として説明を求めます。

○財務部長（岩本博文君） 委員長。

○委員長（前垣信三君） 岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の岩本でございます。

本日、新庁舎建設に関する特別委員会に付託されました、議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算のうち、歳出の款2・総務費、項1・総務管理費、目11・市庁舎建設費について、辻本財務部次長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○財務部次長（辻本誠士君） 委員長。

○委員長（前垣信三君） 辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本誠士君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）次長の辻本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算をお願いいたします。新庁舎建設に関する特別委員会付託分について御説明いたします。

60ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目11・市庁舎建設費で、6億1152万5000円を計上いたしております。

説明欄をごらんください。

まず、市庁舎建設事業で1億1152万5000円を計上いたしております。これは、新庁舎建設に伴います、基本設計及び実施設計業務委託を、平成28年度と29年度の2カ年事業として総額2億3272万1000円で実施を予定しているもので、平成28年度に基本設計に相当する分として9367万1000円を計上し、実施設計相当分は、限度額を1億3905万円、期間を平成29年度までとした、債務負担行為の設定をいたしております。あわせて、基本・実施設計業務のプロポーザル経費として、117万6000円を計上しております。

また、オフィス環境整備支援業務委託として、平成28年度から平成32年度までの5カ年事業、総額3179万4000円の実施を予定しており、平成28年度に1513万5000円を計上し、平成29年度から平成32年度までを、限度額1665万9000円の債務負担行為として設定しております。

これは、現庁舎の机やキャビネットなどの備品リストを作成したり、保管文書の量や会議室利用状況の調査を行うとともに、新庁舎における執務室などのレイアウトを作成し、スムーズな引っ越し計画の立案までを行うもので、建物

の設計業者とともに調整を図り、効率的な庁舎の活用に努めることとしております。

このほか、市民検討委員会の開催経費及び先進地視察旅費を計上しております。

なお、ただいま説明いたしました、2件の債務負担行為が予算書に記載されておりませんでしたので、正誤表により訂正をいたしております。まことに申しわけございませんでした。

次の、市庁舎建設基金事業では、5億円を積み立てるものでございます。これにより、累計13億円となるものです。

以上で、当委員会付託分の歳出の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前垣信三君） はい、それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（亀田英雄君） なければいいですか、1つ。

○委員長（前垣信三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 提案された部分のですね、今回の設計業務委託、新庁舎建設の業務委託の積算根拠というのを教えていただけませんか。

○委員長（前垣信三君） 谷脇財政課主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財政課の谷脇です。よろしくお願いいたします。

せんだっての一般質問、それでも御説明いたしましたところでございますが、国交省の、国土交通省が示しております、官庁施設の設計業務等積算基準というものに基づきまして、おおむね2万平米程度の基本設計、実施設計というところで積算を出しております。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） はい、了解です。

○委員長（前垣信三君） ほかにはございませ

んか。

よろしいんですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前垣信三君) 以上で、質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いをいたします。
意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前垣信三君) はい。なければ、これより採決をいたします。

議案第10号・平成28年度八代市一般会計
予算中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(前垣信三君) 挙手少数と認め、本
案は否決されました。

◎平成27年陳情第7号・新庁舎建設に伴う地
元建設業者への受注配慮方について

◎平成27年陳情第8号・新庁舎建設の早期実
現及び地元建設業者の有効活用について

◎陳情第1号・新庁舎建設に伴う配慮方につ
いて

○委員長(前垣信三君) それでは、次に、請
願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっております陳情
3件については、関連がありますので一括議題
として、採決については個々に行うことといた
します。

それでは、平成27年度陳情第7号・新庁舎
建設に伴う地元建設業者への受注配慮方につ
いて、平成27年度陳情第8号・新庁舎建設の早
期実現及び地元建設業者の有効活用について及
び陳情第1号・新庁舎建設に伴う配慮方につ
いてを議題といたします。要旨は文書表のとおり
であります。念のために書記に朗読をいたさ
せます。

(書記、朗読)

○委員長(前垣信三君) ただいまの3件につ
いて御意見等がありましたら、お伺いをいたし
ます。

○委員(古嶋津義君) はい。

○委員長(前垣信三君) 古嶋委員。

○委員(古嶋津義君) はい。予算について
は、今、委員会で否決をされましたが、まだ本
会議まで日にちがありますのでどうなるかわか
りませんが。まあ、陳情3件については、
その願意を酌み取ると、採択していいというふ
うに思います。

以上です。

○委員(成松由紀夫君) 委員長。

○委員長(前垣信三君) 成松委員。

○委員(成松由紀夫君) はい。今、団長が言
われたとおりに、諦めずにですね、我々も、今
否決とはなりましたけれども、いろんな考え方
があつていいんですが、やはりですね、次世代
に負担を残さないように、歴史的汚点となるよ
うな判断じゃまずいなというのは思います。こ
の3本の願意は、合併特例債を活用していただ
きたいというのが願意で、一番の願意であるよ
うに思いますので。ぜひ採択のほうでお願いし
たいと思います。

以上です。

○委員(橋本幸一君) 委員長。

○委員長(前垣信三君) 橋本委員。

○委員(橋本幸一君) はい。私も同じ意見
で、当委員会は、新庁舎をつくるべきだ、それ
から合併特例債は活用すべきだという、やっぱ
その合意はとれておりますから、この陳情につ
いて私は何ら遜色はないということで、ぜひ採
択を願いたいと思います。

○委員長(前垣信三君) 橋本隆一委員。

○委員(橋本隆一君) はい。私は今定例議会
の中においても、委員さんの中からですね、地
元の業者をぜひ活用してもらいたいという意見
を、切実な思いとして出ておりましたので、私

○委員長（前垣信三君） はい。今、野崎委員のほうから、参考人の招致というような話が出まして、委員会としては過去に一度ぐらいはあったみたいですが。そのあたりのやり方といえますか、このあたりが非常に大事だと思いますので、もし皆さん方の同意が得られれば、どういう経過をとって参考人招致ができるのか。それを確認をいただいた上で、そして、また皆さん方の意見を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（前垣信三君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 参考人招致も、思いを聞かれるのもいいんですが、今、矢本委員からも大手ゼネコンじゃなくて地元にと。で、この方々の願意というのは、やっぱ最大限地元仕事をさせていたきたいということが趣旨、それと、合併特例債をぜひ活用して、特例債の予算を見出してやっていたきたいということです。まあ、そこまですすね、何か業者さんたちを呼んですね、あまり政争の具的な話じゃなくて、速やかにすね、採択か不採択かを諮られて結構だと思いますけどすね。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（前垣信三君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 参考人を呼ぶとがなぜ政争の具になるか、私は全然意味がわかりません。ぜひすね（発言する者あり）何か言うた。黙ってってくれんな。（「事ば荒げやせぬですかという話です」と呼ぶ者あり）黙って、私の発言中ですけん。そげん事は、——業者3人じゃなかですか。なぜ業者だけがずっか私にはようわからぬとですたい。しっかり話を聞いていたきたいという思いがあって、参考人招致をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（前垣信三君） はい。委員長から所見ではないんですが、この3件出ておりまして、第7号は地元建設業者への受注配慮方、8

号は地元建設業者の有効活用について、陳情第1号につきましては、新庁舎建設に配慮方という文言ですが、要旨を聞きますと、分離発注した上で地元業者への受注をという内容のことを言われました。7号と陳情第1号は、基本的には地元業者を使ってくれよと。当然、合併特例債を使うから、早い時期にいたしてくれよという内容のことかなとは思いますが。少しニュアンスが違うのが、この地元建設業者の有効活用というところに、少し何か懸念があるかなというような気はいたします。今そういう話が出ましたので、参考人招致をするかどうか皆さん方とお諮りをする前に、どういう手続をとらなければならないのかをまず皆さん確認をしていただいて、その話をしようかと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○委員（橋本幸一君） 委員長。

○委員長（前垣信三君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） その前にですね、参考人招致した場合、この陳情の取り扱い、流れというのはどのようになるのかということで、事務局のほうから説明——。（「その話でしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） その話を。

○委員（橋本幸一君） いやいや、するかせぬかの流れで違うけんですたい。結局、今期ですれば、結局継続という形で、とおりでいくとか、それも含めてすね。何を含めてということですよ。

○委員長（前垣信三君） はい、じゃあ、事務局のほうから発言をさせます。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） はい。

○委員長（前垣信三君） 増田議会事務局議事調査係長。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、増田です。

先ほど御質問ございました、参考人制度の活用ということで、若干御説明をさせていただきたいと思います。

そもそも、もう御存じかと思いますが、委員会の中に出席できるのは、まず審議をされる委員さん、それと説明をする執行部ということに限られております。傍聴人は除いてということでございます。その中で、請願なり、陳情なりについて、出された方から意見を聞きたいという場合であれば、参考人制度というのは確かにございます。

それと、これまでの過去の事例を申し上げます。過去の事例を申し上げた中で、参考人というお話も過去何度か出たときもありますが、そのときは休憩をとって、休憩中にこちらにいらっしゃったということで、発言の機会を設けさせていただいて、そのときに、請願人なり、陳情なりの方が、休憩中に非公式な場所のところで発言をされたという例がございます。（「昔は」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、実際、参考人制度を正式に活用する場合ということ、次にお話しさせていただきますと、まず、委員会の中で参考人制度を実施するということを諮っていただきまして、それに伴う、——諮る場合に必要なのが、委員会に出席をしてもらう日程、それと場所、意見を聞こうとする案件、その他必要な事項をまず決めていただいた上で、委員長から議長宛てに、参考人を呼びますという通知を出します。その後、議長のほうから、参考人の方に対して、いついつこういう案件でしますのではということ、正式な文書を出すと。それを参考人の対象となられる方が受けられて、いや行くことができない、都合により行くことができないということで拒まれたとしても、特段何らか罰則の規定は、百条と違いますので、罰則の規定はございません。

ですので、まとめますと、これまで参考人で

出された方を呼びたいという場合で対応したケースとしては、休憩中に言っていただくというのはありました。正式に呼ぶ場合は、そういった形で、議決で、場所ですとか、内容ですとか、そういうもろもろをして、議長経由で本人さんに通知を出してするということですので、急に今から呼ぶとか、そういうのはちょっと不可能な形になります。

事務手続上は以上でございます。

○委員長（前垣信三君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） この定例会では、時間的には難しいということで理解していいかな。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） はい。

○委員長（前垣信三君） 増田係長。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） 例えば、今回、参考人につきまして、全ての項目を決定していただきまして呼ぶという形になりまして、今期定例会中、閉会までの間に再度委員会を開いて、またこの件については審議をしたいということであれば、それは今定例会は無理ということではございません。

○委員長（前垣信三君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） そういった休憩中にといい私も記憶があつとですが。あの場合については、たしか質問等はでけぬとじゃなかったかな。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） はい。

○委員長（前垣信三君） 増田係長。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） はい、増田です。はい、おっしゃるとおり、質問はできませんので、事務的に——（委員橋本幸一君「一方的な案件についての——」と呼ぶ）はい、御説明をしていただくということで。

（委員橋本幸一君「言い分で」と呼ぶ）はい、前回はしております。

以上です。（委員橋本幸一君「はい、わかり

ました」と呼ぶ)

○委員(野崎伸也君) はい。

○委員長(前垣信三君) はい、野崎委員。

○委員(野崎伸也君) 済みません、今ちょっと事務局から説明あったんですけど、以前というのがちょっと何年なのかわからぬとですけど。以前はですよ、そういったなかなか参考人招致の活用というのが、議会のほうで、地方議会の中になかったということで、国のほうで地方自治の改正がありましたよね。ぜひ活用して、この制度をですね、せっかくあるんですから活用してくださいよというような改正があつてから、いろんな自治体のほうで、そういう参考人招致のですね、案件がいろいろ出てきたと。その中の事例を見てみると、質疑とかできますよね。やっていますよね。どやんですか。

○議会事務局議事調査係長(増田智郁君) はい。

○委員長(前垣信三君) 増田係長。

○議会事務局議事調査係長(増田智郁君) 確かに地方自治法の改正がございまして、参考人をぜひ活用してくださいと、以前はなかったんですけども、してくださいということで。参考人制度として実際呼んでした場合は、参考人として来られた方は説明をして、その後の質疑応答は一応できるという形にはなっています。前回は、あくまでも休憩で願意を聞こうということでの趣旨でしたので、意見だけは聞こうと。恐らくその当時、要旨だけではなかなかわかりづらいというのがあったんで、説明だけは聞きましようということでの位置づけで行われていたかと思います。

以上です。

○委員長(前垣信三君) はい、以上を踏まえた上で、皆様方の御意見を伺いたいと思います。

○委員(野崎伸也君) はい。

○委員長(前垣信三君) はい、野崎委員。

○委員(野崎伸也君) はい。私はやっぱりお呼びして、来ていただいて、いろいろとその熱意的なものもですね、説明もちょっといただければなというふうに思いますので。ぜひ参考人招致のほうで、今議会中にお願ひしたいと思います。

○委員長(前垣信三君) ほかににはございせんか。

はい、増田委員。

○委員(増田一喜君) 私は別に必要はないと思います。この文書の中にあるから、そのままこれを審議していけばいいことではないかと思ひます。変に参考人招致とかいうことになれば、陳情、請願なんか出された人は、一々またせんばんとか、書くだけじゃいかぬとかつていような、今度は逆にそういうのを出したくないという気持ちになるんじゃないかなと思ひますね。それじゃあ、何か要望があつたりとか、そういう陳情事があつたりしたら出してくださいちゅう制度がどんどん衰退していくような気がします。あえてそれ呼んでまでする必要はないかなというふうには思ひます。また、呼ぶだけのものなのかなというふうには思ひますけど。

○委員(成松由紀夫君) 委員長。

○委員長(前垣信三君) はい、成松委員。

○委員(成松由紀夫君) 増田委員と同感です。うね、もう業者の皆さん方の、これ組合さんと協会さんですか、もうお願ひというか、思ひというか、熱意は十分伝わるんですけどね。我々、私は見た感じで、早くつくってください、地場を活用してください、合併特例債のこの有効性を考えてください。これ以外にですね、呼んで、ああでもない、こうでもない、何か聞くことがあるんですかね。むしろ私は、参考人招致なんていう仰々しいですね、ことで業者さん呼んでですよ、議会でああでもない、こうでもない、何を質疑応答するのが極めて不

可解ですね、もうこれは採択か、不採択かという話だと思うんですが。それでお取り計らいのほどよろしくお願いしたいと、私は思います。

○委員長（前垣信三君） 基本的には、皆さん方の多数決をとって云々という話ではないと思うんですね。あくまでも陳情について皆さん方の採決をとらないかぬわけですから。その前提として、今の話が出ています。委員長としては、この3つについては、全て内容は特に問題はないとは思いますが。ただ、先ほど言いましたように、2番についてのこの有効活用という意味がどういう範囲なのか。このあたりが少し何か疑念が残るかなという気はします。どっかがとられて、その下請を地元に使ってくださいよという内容も見えぬような気はします。そこがありますから、この7号と1号についてはですね、特に何も、私個人としては問題はないと思いますが。この有効活用という意味の、このあたりの確認はする必要があるような気はいたします。どう思われますか。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（前垣信三君） はい。

○委員（成松由紀夫君） それは主観的な話で、有効活用というのは、最大限地元業者さんを有効活用してくださいということなんで。先ほど矢本委員が言われることはごもっともなんです。私も考えたことがあります。何で大きい東京からの会社が来て、八代だけのその大きいところでJV何社か組んで、八代単体でできないものなのかなというのはですね、議員になればやっぱ当然考えることでもあるんですよ。ただ、それをですね、現実的にどうかと考えたときに、特に今回の件は合併特例債の期限がある。あと、技術的な問題、資材の今の高騰の状況とか、いろんなことを技術的なものを含めてですね、考えていったときにどうなの。それと、やっぱ大きい器に対しては、やっぱそ

れだけの技術であつたり、やっぱいろんなものが伴ってくるということをですね、やっぱ考えていけば、そういうところが仮に入ったにせよ、地場の業者さんを最大に活用してくださいということを言いたいんだというのは、見てとれるんですよ、3本とも。なので、それがどの範囲でどうだということを事情聴取するような、そんな案件では私は全くないというふうに思います。

以上です。

○委員長（前垣信三君） はい。野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。特別委員会の中で、まだどういったものを建てようか。あるいはどういった平米数で建てようかというのもまだ決まってないところですよ、そんな、じゃあここにつくらせる。さっきから出ていますけれども、ゼネコンさんとか、大手ゼネコンさん呼んでからつくるのか、そういう話はですね、まだまだするところじゃないと思うとですよ。特別委員会の中では皆さん方が地元業者さんにつくらせてあげたいねと、成松委員も言われたように、大手JVでですね、つくらせてあげたいねというような気持ちは皆さん持っておられると思うとですよけれども。できればそういうところにですよ、たどり着くような議論を特別委員会でしていけば、していくべきだと思うんですよ。だけん、今のところですね、そういう話し合いをやっている中で、今出してもらっている方々がどのような思いを持てられるかちゅうのもですね、やはり確認するべきだと思うとですよ。それをやはりここで聞くことによって、今後の特別委員会の中の議論に非常にですね、有効なものになると思うんです。あるいは、私たちはこういうふうに思っているんですという話もですね、そこでできると思うんですよ、やっぱ。やっぱ、せっかくこういった大きなプロジェクトでありますし、大きなお金が動くというようなことであれば、やはり地

元にですね、やっぱりお金が落ちるようなという事は皆さん思っていることなんですから。そういったようなもので、そこに近づいていけるような議論をするためのですよ、今後の材料として、そういった来ていただいて、話を聞いていただく。また、私たちも話を聞くというようなところで、そういったことで特別委員会につながっていくような形でですね、今後の議論の中につながっていくような形で、ぜひ伺いをしたいなとは私は思います。

○委員（亀田英雄君） はい、委員長。

○委員長（前垣信三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 全く同感です。そのようにしてですね、話を伺ってみたいというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○委員（野崎伸也君） あともう一つよろですか。

○委員長（前垣信三君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 参考人招致という制度が、私は非常にこの地方自治法の中ですよ、掲げられているというのは、非常にですね、やっぱり重要なものがあると思うんですよ。というのが、やはりこの請願、陳情というのがですよ、軽々しく出すようなものじゃない。やはり出した人たちは、それなりのやはり熱意とか思いを持って出されていると思うんですよ。やはり参考人招致という制度があるにもかかわらず、もちろん知っとられると思うんですよ、出される方々も。そういったものも含めてですね、出した方々については出しっ放しというようなことじゃなくて、やはり今よく言われますけれども、権利はあります、皆さん方出す権利は。権利を行使するのであればですね、やっぱり義務をちゃんと果たさないといけないということなんです、世の中。これ義務なんですよ、参考人招致という制度は。だけん、これによって参考人招致という制度を、八代市議会がやっ

ていくことによって、やはりきちんとした、地方自治にのっとった、制度にのっとった運営がなされていくというふうに思いますし、出される側についても、そういった義務があるんですよということを、やはり身を持ってですよ、思いながら出してもらえると、新たにですね、そういった思いを持って強くですね。そこはやっぱり履き違えちゃいかぬかなと思いますよ。

○委員長（前垣信三君） はい、委員長としましては、——。（「委員長」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。

○委員（村上光則君） よかですか。

○委員長（前垣信三君） どうぞ。村上委員。

○委員（村上光則君） はい。特例債を使ってという話ですが、それを使ってよかったですよ。しかし、まだ今の時点で、規模も予算も決まらぬところに、わからないところにですよ、私どもとすればほかにも急いで建設しなきゃならないものがあるわけですね。そういうことも考えればですよ、それは特例債を使ってもよかったですよ、全部つくれば。それじゃなくてですね、今、この文書は、この請願が来とつとはですよ、これは全く私はゼネコンの頭と思うとですよ。私からすれば、いつも一般質問でも言ったように、元請をですね、八代の地元の業者にちゅうとが基本なんですよ。これをできれば一遍にこれはしてよかったですよ。合併特例債を使っていっぱいつくらるっですよ。やり方では、それはもう今後建設せなならぬやつを一遍にでくっですよ。だから、そういう審議がまだ十分じゃないから、継続を私はしたいです。

○委員（古嶋津義君） 委員長。

○委員長（前垣信三君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） はい。前垣委員長の御発言の中で何度か、建設はしますよ、合併特例債は活用しますよという確認がございまして、その方向だろうというふうに私は認識をしております。そういう流れであるとすれば、この願

意からですね、十分に私は酌み取ることができましたので、先ほど申し上げましたように、採択をする方向でお願いをしたいということでございます。

○委員長（前垣信三君） はい。この3件につきましては、私もそうなんですが、合併特例債を使うと、期限までにやることには、皆さん共通の認識だと思います。ここに上がってきておる内容については、面積かれこれとかは全然書いてはないんですね。規模についても触れてない。要は、地元建設業者の受注配慮方、あるいは地元建設業者の有効活用で配慮方についてという、規模には関係なくて、合併特例債を使って、地元の業者を使ってくださいよという内容の陳情だと思います。今、皆さん方から出ております参考人招致をするかどうか、ここに話が上がっておりますので、どの道、今議会の間にするとすれば、もう1回委員会を開いて話を聞いた上で、そこでどういう形の採決をなさるかだと思います。そのあたりを含めまして、私はこの参考人招致について皆さんがどういう、皆さん同じ形で同意が得れぬと、なかなかですね、多数、少数の決め方はしたくないと思いますので。今議会において間違いなく日程をとって招致をして、皆さん方にこの意見を聞いていただいて、その上で採決されるなりでも構わないと思いますし。いや、その前に採決をとっちゃれば、それは各案件について採決することはやぶさかではありません。いかがいたしましょうか。

はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 私は、それぞれの陳情について、もう採決をしていただければと思います。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 何回も言いますが、参考人の意見を聞きたい。で、そういったなか

ばどっちも納得でけぬけん、継続しかなかと思っています。

以上です。

○委員長（前垣信三君） いかがいたしましたでしょうか。委員長の判断でよろしいですか。

それでは、採決をとりたいと思います。よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） 委員長。

○委員長（前垣信三君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。同意が得られなければ参考人招致はしないというようなことで、今、採決に向かおうとされているとすけれども。

○委員長（前垣信三君） はい。

○委員（野崎伸也君） 私はさっきから言っているように、参考人招致をして、皆さんの思いを聞いて、それを材料にして、採決をとったほうがよいと思うんですけれども。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（前垣信三君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 要するに、もう採決して、過半数にいかなかったら、もうそっちにいくという、通常の諮り方でいかれるということなんでしょう。

○委員長（前垣信三君） 皆さんの同意が、皆さんの合意がないとですね、と思います。（委員成松由紀夫君「採決に過半数達しなければ、もうそっちの話になるちゅう話なんでしょう」と呼ぶ）

はい。ただ、基本的には、参考人招致を今議会の間に招致ができて、採決ができた場合はいいんですが、参考人招致をしないと、今の現状でありますと、もしかすると継続審議になったりする可能性はありますよね。そのあたりを含めて参考人招致をした上で、意見を聞いた上で、採決されれば、もっとはっきりした方向性が出るかなと、委員長としては思うんです。で

すから、皆さん方が共通認識で、委員会をもう1回開いて参考人と呼んでもいいよとおっしゃれば、もうそれが一番、時間的にも今議会で済ませるわけですから。そのあたりを皆さん方にお諮りをしています。（委員野崎伸也君「お願いします、ぜひそれで」と呼ぶ）

○委員（増田一喜君） 委員長。

○委員長（前垣信三君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） 私は別にそのまま採決されたいと思いますよ。参考人招致、今まで全部陳情とか請願とか、ほとんどその制度があるにしても、それは利用してないですよ。何かそのたびに呼んだら、一々、一々こうやって質問されたら、本当にもう出したくもねえって。全然議会に対して参加したいとか、そういう意識もなくなってきましたよ。何か出したの悪いかなと、そういう気持ちになると思われますよ。今まで大体それしたことないでしょう。だからこそ、ここじゃなくて、休憩時間とか配慮しながらそうされたんでしょうから。実質的には、わざわざ参考人として呼んで、聞く必要もないと、ここにちゃんと書いてありますから。

○委員長（前垣信三君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 何回も言っているんですけど、三者三様なんで、ぜひ聞いてみたいんですよ。どやんふうに自分たちがこの庁舎建設にかかわりたいのか。八代建設業協同組合の方、あとは八代建設業協会の方、あと管工事業協同組合の方々それぞれがですよ、どやん思いでこの庁舎建設にかかわりたいのか、そこをやっぱり確認してから採決するのが、やっぱり本当じゃないんですかね。深く考えるべきじゃないですかね。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（前垣信三君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） そこはそれで聞かれるのはいいんですけど、そこまでの話では私は

ないと思うんですよ。こないだの市民団体の方々との意見交換会の部分も、不快であったり、いろいろな意見が出た中で、やっぱりいたずらにですね、議会と市民団体が混乱するような、また対立軸になり得るようなことは、我々は丁寧にですね、耳の痛いことも含めてしっかり聞いていくのが、それはいいことばかり言われません、市民の方々は。議員さん、あやんせい、こやんせいということもいろいろおっしゃられる方々もいらっしゃる中で、それを丁寧に、丁寧に聞いてやる中で、これも別に聞けという、野崎委員のですね、話を聞こうじゃないかというのもわからんじゃないけれども、1本、1本、今までそうやって来た経緯もなかなかない中ですよ、前例として。だから、ちょっとですね、通常の諮り方というか、正副委員長にはやっていただいて、それで過半数に達しなければ、過半数に達したやつで。もう委員会としてはですね、議会制民主主義でいけばそれに従わないかぬわけですから、それでいくか速やかにやっていただきたいんですが。その前に、少しちょっと休憩をいただいてもよろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 委員長、ちょっとよろしいですか。

○委員長（前垣信三君） 山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今、急遽、成松委員から休憩を諮られたけん、委員長、整理してください。休憩しないなら、しないと言ってください、私が挙手しましたから。

○委員長（前垣信三君） いや、先に意見いただきますしょう。

○委員（山本幸廣君） 今たくさんの委員の方々からいろんな、市民の方々もきょうは大変委員会というのは興味深く私は見ておられると思います。そういう中で、我々議員というのは、いろんな委員会、特別委員会を含めてですけれども、審議をする中ではですね、賛成か、反対

か、それとも継続でしょう。賛成するならば、賛成する。しない人が賛成したいというふうに、この陳情・請願の方々というのは説明すべきと私は思うんですよ。参考人とか、参考人も、今、意見、そういうのが出ましたが、やはり請願・陳情の趣旨の弁明、趣旨をしっかりと、議員の方々そして市民の方々にですね、伝えるというのは、これは義務なんです、その方が。そういうことを考えると、私は反対とか賛成、もしも私が賛成しなければいけないという状況の中で悩んどるというときには、やはり請願・陳情を出された方々からですね、聞くのは当たり前なんです。それは、参考人ということが出ました。私は、これは、参考人制度というのは、今から活用すべきですよ。だからこそですね、こういう問題には十分に慎重審議をしながら、特別委員会の今までの経緯というのを踏まえながら、陳情されたならば、私はいいですよ、それは賛成に回りますよ。ところが、その趣旨をですね、しっかりその出された方々、陳情者の方々から聞くのも大事なことで、これは委員長、しっかり私たちは受けとめていかないかぬ。私はそう思います。だから、採決するのは、もうはっきりいつてから、継続なら継続の中で参考人をどうするのか。賛成ならば参考人どうするのかということをですね、皆さんがお考えいただければ結構じゃないんですか。最終的には、委員のこれは、委員の議決権あるわけですから。と、私は思います。だから、参考人というのは、私は必要だと思えますよ。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、先ほど、一ちょっと休憩を少しとって協議の時間をいただければ。まあトイレも行きたいですし。

○委員長（前垣信三君） はい、わかりました。

それじゃあ、小会といたします。（「休憩でしょう」と呼ぶ者あり）休憩、休憩するんです

か。（「小会じゃない、休憩でしょう」「何分」と呼ぶ者あり）

それじゃあ、１１時まで。１５分いいですか。

（午前１０時４７分 休憩）

（午前１１時０３分 開議）

○委員長（前垣信三君） 委員会を再開いたします。

○委員（古嶋津義君） 委員長。

○委員長（前垣信三君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 口下手で言葉足らずなところがありますのでお許しをいただきたいと思いますが、先ほども申し上げましたように、私はこの３件の陳情、十分に願意が私は読み取れますので、採択の方向でお願いをしたいと思っています。

○委員長（前垣信三君） 古嶋委員に少し確認をいたします。

この採択とおっしゃるのは、陳情そのものの採択という意味ですか。（委員古嶋津義君「そうです」と呼ぶ）今、皆さん方にお諮りをしとるのは、委員会に参考人招致をするかという話で、ここが一番今のところネックになっていますから、皆さん方の同意が得るなり、あるいはもうそれは採決で決めようかとおっしゃれば、そういう方向にも進めようとは思いますが。（委員古嶋津義君「それはまた先の段階です。私の言いましたのは、採択と申し上げましたので、その方向でもう一度は——」と呼ぶ）請願・陳情に対してですね。

それじゃあ、済みません、お諮りをしたいと思います。

参考人招致に賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

○委員長（前垣信三君） はい、挙手多数。

それでは、３月議会の間に日程を調整をいた

しまして、参考人の招致を含んで、この委員会を継続をいたしたいと思います。しかし――。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

はい、ちょっと待ってください。しかしながら、先ほども事務局と打ち合わせをしましたが、参考人さんのほうの都合もありますから、まず日程を皆さん方でお決めいただいて、その日程の中で参考人さんが出頭していただけるものかどうかが一番問題になると思うんですね。

（「出席」と呼ぶ者あり）出席ですね、ごめんなさい。

○委員（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員長（前垣信三君） はい、どうぞ。

○委員（成松由紀夫君） 注意していただきたいというのが、参考人招致となるという文言でも抵抗を感じられたりですね、今、出頭というような言葉にもなると、とり方がいろいろ出てきたりするので。業者の皆さん方はあくまで何とかしていただきたいという願意でありますので、そういった小さいところの御配慮をしながら、業者さん方が委縮されないようですね、参考人招致をされるのであれば求めておきたいと思います。

以上です。

○委員長（前垣信三君） はい。それでは、参考人招致を本委員会で行いたいと思います。

日程の確認をいたします。

現在の日程でいきますと、14日が総務委員会、それ以前にはどこも日程的なものはあいておりませんので、例えば15日の午後とか、あとは16日、17日になると思いますが、皆さん方の御都合をお伺いしたいと思います。

（「都合ば言うてよかんならですね、15日はですね、――小会よかですか」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前11時06分 小会）

（午前11時27分 本会）

○委員長（前垣信三君） 本会に戻します。

お諮りをいたします。

平成28年3月15日の午後、または16日の午後、本委員会室において、今回付託されました陳情3件に関して陳情者に対し招致する旨議長に通知することといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） はい。それでは、そのように取り計らいをいたします。（「委員長」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってくださいね。（「小会をとっていただいていいですかね。今ちょっと確認します。時間がわかりませんので、日程の、何時から」と呼ぶ者あり）

（「再度、15日の日程と16日の日程。今、委員長が言われた」と呼ぶ者あり）（「まだ確定じゃない」と呼ぶ者あり）まだ確定ではないです。（「いや、確認です」と呼ぶ者あり）ただ、小会してもいいんですが、可能性としては、16日の2時半になる可能性が大きいです。片っぽが15日がだめとおっしゃったから。（「ああ、なるほどね」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「15日は昼からですね」と呼ぶ者あり）

はい、もう基本的にはないと思ってください。（「ああ、そうですか。はい」と呼ぶ者あり）16日の2時半からでないとしてもだめとおっしゃられた方が1人いますので、そこで調整をしたいとは思いますが。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（前垣信三君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 確認で。

○委員長（前垣信三君） はい。

○委員（野崎伸也君） まだ請願・陳情については結果が出てないですね。採決されてないんで、御一任というのは、まだ委員長報告ができないんじゃないかなと私は思ったんですけれども。どやんなんですか。終わってから。

○委員長（前垣信三君） 済みません、この委員会報告並びに委員長報告は、15もしくは16日の参考人さんの御意見を聞いて、皆さん方にお諮りをした上を含めて委員長報告ということです。（委員野崎伸也君「ああ、そういうことです。わかりました」と呼ぶ）

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査

○委員長（前垣信三君） 次に、当委員会の特定事件1件を議題とし、調査を進めます。

当委員会の特定事件は、新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査、以上の1件です。

本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） なければ、以上で、新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査1件についてを終了いたします。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、新庁舎建設に関する特別委員会を散会いたします。

（午前11時31分 散会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年3月7日

新庁舎建設に関する特別委員会

委員長